

## II 制限行為の許可申請

尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課 排水設備担当

### 1. 申請書類について

(1) 道路の種類により必要な書類が異なります。

道路の種類により必要書類が異なります。また、私道に埋設されている本市が管理する下水道本管及び助成管への接続についても申請が必要です。

国道 県道	市道	私道		
○	○	○	I	制限行為の許可申請書
○	○	○		接続柵及び取付管（集水柵用取付管）の自費工事及び帰属申請書
—	—	○		土地使用承諾書
○	○	○		位置図
○	○	○		下水道台帳図
○	○	○		設計図（平面図・断面図・計算書・安全施設図）
○	○	○	II	制限行為の許可書
○	○	○		位置図
○	○	○		設計図（平面図・断面図・計算書・安全施設図）
—	○	—	III	道路掘削施工協議書 （先にお客様サービス課給水担当で承認が必要）
—	※	—	IV	道路占用許可申請協議書 一式

(※) IVは、IIIを添付して道路課へ提出して下さい。IVの詳細については道路課へお問い合わせ下さい。

(2) 国道・県道への道路掘削許可申請について

**国道・県道に埋設している下水道本管等へ取付管等を接続する場合には、お客さまサービス課から各道路管理者へ申請しますので、事前に各道路管理者との協議を整えておいたうえで、窓口**に申請書類を提出下さい。なお、必要部数は下記のとおりです。

- ① 国道への申請書類 . . . . . 2部      ② 県道への申請書類 . . . . . 4部

各道路管理者の所在は下記のとおりです。

① 国道2号

神戸維持出張所

住所：神戸市東灘区本山南町4-1-18 (TEL 078-411-5132)

② 国道43号・171号

西宮維持出張所

住所：西宮市甲子園春風町5-29 (TEL 0798-35-6470)

◎ 県道

西宮土木事務所（管理第1課）

住所：西宮市櫛塚町2-28（TEL0798-39-6108）

(3) しゅん功後の提出書類

工事のしゅん功後、直ちに完了届出書を提出して下さい。

完了届出書	1部
制限行為の許可書のコピー	1部
設計図（平面図・断面図・計算書・安全施設図）	1部
写真資料一式	1部

(4) その他

工事の変更や中止が生じた場合には、別途窓口へ申し出て下さい。

2. 制限行為の許可申請書の作成について

申請書には、位置図、平面図、断面図等の添付を要しますが、申請の内容によっては、それ以外の書類を定めることがあります。

(1) 平面図・断面図の作成について

管の径、延長や柵の内径及び接続柵の深さや下水道本管の土被り等、計画の詳細がわかるように図示して下さい。取付管の延長は、下水道本管の中心から柵の中心までの延長で表示して下さい。

また本管については土被り1.0m以上、支管は0.6m以上確保する必要があります。

(2) 「接続ます及び取付管の自費工事及び帰属申請書」について

接続柵を設置する土地所有権を有する権利者から提出（押印欄あり）する必要があります。

(3) 「集水ます用取付管の自費工事及び帰属申請書」について

集水柵用取付管を設置する場合に必要となります。

### 3. 完了届出書に添付する写真について

制限行為の許可書に記載されている「施工の条件」をよく確認してから工事に着手し、必要となる写真を撮影して完了届出書に添付し速やかに提出して下さい。必要となる工事の写真は、以下のとおりとなりますが、施工場所の状況等によってはそれ以外の写真が必要となります。

- ① 道路掘削の状況
- ② 掘削深が1.5mを越える場合、矢板等による土留めの状況
- ③ 下水道本管の削孔状況
- ④ 埋設深さの状況
- ⑤ 本管接着箇所の清掃状況
- ⑥ 支管の接着剤塗布及び取付け、又は取付管の撤去及びキャップ止めの状況（集水柵の管口等）
- ⑦ モルタル・番線等による支管の固着の状況
- ⑧ 人孔に接続する取付管を撤去する際の人孔内外面のモルタル充填等の閉塞状況
- ⑨ 人孔のインバート仕上げの状況
- ⑩ 埋め戻しによる転圧の状況（20cm厚毎）
- ⑪ 路盤工及び表層工の仕上げの状況
- ⑫ 埋設管テープの設置
- ⑬ 接続柵、人孔の設置状況（仕上げ）
- ⑭ 通水試験の状況

### 4. 許可までの日数について

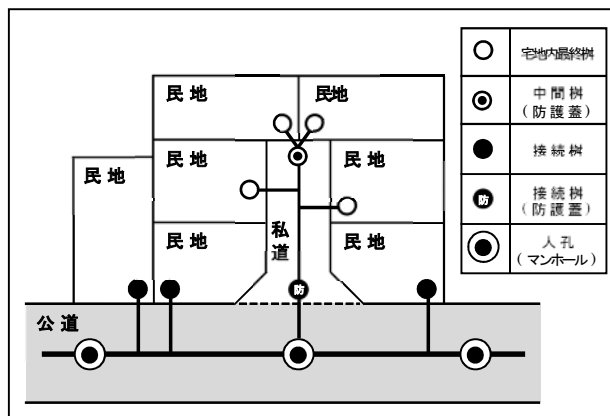
市道等の許可に要する審査期間は、概ね1週間から10日（土曜、日曜を除く）が必要となります。

国道・県道への期間については、お客さまサービス課から各道路管理者へ申請するため、許可までに約3～4週間程度かかりますので時間に余裕を持って申請してください。

### 5. その他注意事項

- ・ 工事の着工は、当該申請が許可され、その他必要となる関係法令に基づく許可を受けたのちに工事着手することができます。
- ・ 現場の精査等が必要な場合は、許可までに概ね6週間から8週間で要しますので、早めに申請して下さい。
- ・ 人孔布設時には、管接続箇所に可とう性継手を用いるようにして下さい。
- ・ 管更生済の本管に取付管を設置する場合は、削孔工法を別途協議して下さい。
- ・ 不要な取付管や接続柵を撤去する場合も同様の申請が必要となります。
- ・ 取付管の設置間隔は、本管保護の観点から支管の中心間の距離を1m以上離れた位置となるようにして下さい。

- ・既設の取付管を延長する場合で、管種を変える場合は必要となる変換ソケットを用いるようにして下さい。
- ・接続柵は原則として1宅地1戸1箇所とし、官民境界より1m以内の宅地内に設けて下さい。
- ・下図のように、公道に接道している民地（私道を含む）内の接続柵（人孔を除く）に尼崎市指定の「接続柵」文言入り蓋を使用して下さい。但し、私道にも下水道本管が布設されている場合があるので、事前に窓口等で調査及び相談して下さい。



## 6. 連絡先等

許可されたかどうかの確認については、申請者からお問い合わせ下さい。（市から連絡しません）

また、申請した工事内容の変更や工事完成が難しい場合及び不測の事態が発生した場合等については、下記へ連絡のうえ係員の指示に従って下さい。

（連絡先：尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課 排水設備担当係 TEL06-6489-7406）